

北上市職員の育児休業等規則及び北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第32号

北上市職員の育児休業等規則及び北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市職員の育児休業等規則及び北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

(北上市職員の育児休業等規則の一部改正)

第1条 北上市職員の育児休業等規則（平成4年北上市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(再任用短時間勤務職員の育児休業等取得日数)</p> <p>第2条の3 [略]</p> <p>(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p><u>第2条の4 育児休業条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、<u>保育所における保育の実施</u>を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p>	<p>(再任用短時間勤務職員の育児休業等取得日数)</p> <p>第2条の3 [略]</p> <p><u>(1歳から1歳6か月及び1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員に該当する特別の事情)</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、育児休業条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p><u>第2条の5 育児休業条例第2条の3第3号ウ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 育児休業条例<u>第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子について、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用</u>を希望し、申込みを行っているが、当</p>

(2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親であって養子縁組里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
ア～エ [略]

（子の1歳6か月到達日後の期間について非常勤職員の継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第2条の5 条例第2条の4第2号の規則で定める場合について

当該子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親であって養子縁組里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
ア～エ [略]

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

（子の1歳6か月到達日後の期間について非常勤職員の継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第2条の6 育児休業条例第2条の4第3号の規則で定める場

ては、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）」とあるのは「1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

（再度の育児休業に係る計画書）

第3条 育児休業条例第3条第5号の育児休業等計画書は、様式第1号によるものとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第2号）により行い、育児休業条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合又は育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2週間）前までに行うものとする。

合については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）」とあるのは「1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第3条 削除

（育児休業の承認の請求手続）

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が育児休業条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（育児休業条例第2条の3第2号に規定する地方等育児休業をいう。以

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が育児休業条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

下この号において同じ。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)以前の日である場合

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなる

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 [略]

2 前項の届出は、養育状況変更届 (様式第3号) により行うものとする。

3 [略]

(育児休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認するとき。

ものに限る。)

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 [略]

2 前項の届出は、養育状況変更届 (様式第2号) により行うものとする。

3 [略]

(育児休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認するとき。

(育児短時間勤務に係る計画書)

第12条 育児休業条例第10条第6号の育児休業等計画書は、様式第1号によるものとする。

(育児短時間勤務に係る計画書)

第12条 育児休業条例第10条第6号の育児短時間勤務計画書は、様式第3号によるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号を削る。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第1号とする。

年 月 日

任命権者

様

請求者 所属
職
氏名

育児休業承認請求書

次のとおり育児休業の承認（期間の延長）を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 摘要		

- 備考
- 1 この請求書（育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
 - 2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（第5項において同じ。）。
 - 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 4 育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
 - 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（育児休業条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）又は1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
 - 6 「6 摘要」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - 7 該当する口には✓印を記入すること。

様式第 3 号中「㊤」を削り、同様式を様式第 2 号とする。
様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

年 月 日

任命権者

様

請求者 所属
職
氏名

育児短時間勤務計画書

北上市職員の育児休業等条例第10条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子	氏名	
	生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の請求 予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 摘要		

- 備考 1 この計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

様式第4号及び様式第5号中「㊤」を削る。

(北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部改正)

第2条 北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則(平成3年北上市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員 <u>(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)</u> として在職した期間については、その2分の1の期間</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業 <u>(次に掲げる育児休業を除く。)</u> をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期</u></p>

<p>(3)～(5) [略] (勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間 <u>(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)</u></p> <p>(3)～(11) [略]</p>	<p><u>間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>(3)～(5) [略] (勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業 <u>(第7条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)</u> をしている職員として在職した期間</p> <p>(3)～(11) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。